参　考　資　料

（令和８年４月１日現在）

身分

地方公務員（目黒区職員）になります。

給与等

１　給与

初任給（地域手当含む。）　約２５８，０００円

職務経験等があれば、その内容に応じて加算される場合があります。

採用時に栄養士免許取得見込みの方は上記初任給とは異なります。

昇給は、原則として年１回行われます。

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

２　その他の手当

上記のほか、条例の定めるところにより通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等を支給します。

３　退職手当

職員が退職するときは、在職年数に応じて退職手当を支給します。

４　健康保険、年金

職員は、東京都職員共済組合又は公立学校共済組合の組合員として、健康保険や各種療養費等の給付が受けられます。

また、退職後は老齢厚生年金等が支給されます。（ただし、他の公的年金制度の加入期間と合わせて、１０年以上の加入期間が必要です。）

勤務態様

１　勤務日

小中学校	月曜日～金曜日
保育園	月曜日～土曜日
総合庁舎	月曜日～金曜日

２　休日

小中学校	土曜日及び日曜日
保育園	日曜日及び４週間につき４日
総合庁舎	土曜日及び日曜日

他に祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）

３　休暇等

年間を通じて２０日（４月採用の場合１５日）の年次有給休暇があります。

この他に、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業制度などがあり、それぞれについて日数等が定められています。

４　勤務時間

原則として午前８時３０分～午後５時１５分（１週間実働３８時間４５分）

ただし、勤務場所により変則勤務を行っている場合もあります。

（例）保育園の場合、午前７時から午後７時２０分までの中で１日実働７時間４５分など

（延長保育を実施している保育園は、午後８時２０分までのシフトがあります）

福利厚生制度

１　健康管理

当該年度の５月１日時点で在籍している全職員が対象です。

年１回定期総合健康診断等を実施しています。

２　被服貸与

職務に必要な被服は貸与されます。

３　家賃助成

区内に単身で在住し、住居手当を受給している職員で、風水害等の災害時の初動対応への従事や指定した訓練に参加することを条件に家賃助成を実施しています。（年度末年齢３３歳未満が対象）

４　その他

職員は、各種の福利厚生事業が受けられます。